

基準8. 財務

8－1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8－1－① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学は、平成15（2003）年の学園創立80周年を契機に、平成16（2004）年度を財政再建の初年度と位置づけ、財政再建を基本方針とした「第5次財政中期計画（平成16年度～平成20年度）」を策定した。しかしながら、学部・学科の新增設などによりその計画に大幅な変更が生じたことや、財政の再建から安定へと移行するための最重要課題である人件費比率の適正水準への引下げのための人事制度等の改革を盛り込んだ新しい財政計画を前倒しで策定する必要が生じた。このため、平成18（2006）年度に「第6次財政中期計画（平成19年度～平成23年度）」を策定し現在に至っている。

本学は、この財政中期計画を基本とした年度ごとの事業計画に基づき、年度予算を編成している。

また、補助金についても特別補助金の積極的な獲得や私学助成金の申請に重点を置いている。そのことにより、平成20（2008）年度には「新統合HUMANS教育研究用システム」、「学内LAN」、「生涯福祉教育センター」など公的資金の導入により教育研究環境の充実を進めてきたところである。

支出については人件費の適正化をはかりつつ、教育研究にかかる経費を確保してきたところであるが、人件費比率は、新增設の学部・学科が学年進行中であることから同規模法人の平均値より高くなっている。教育研究経費は、「教育研究の質向上」を目指し、効率的な予算執行と諸経費の節減をはかっている。学生数の減少に伴う収入減のなか、收支の均衡をはかりつつ、收支バランスの維持に努めている。

8－1－② 適切に会計処理がなされているか。

本学では、教育研究活動の具体的計画について、学校法人会計基準に基づく形態科目別の予算編成の他、経費を中心とした業務計画別の予算編成を行っている。

業務計画の内容、期待される効果、新規業務についてはその取り組み状況、成果などを記載し、業務計画別に予算額を把握することができるようしている。

予算執行についても業務計画ごとに予算管理をしており、予算の適正な運用をはかっている。

本学の予算は、学園の「第6次財政中期計画」に基づき、「大学運営会議」において予算編成方針が決定され、各部署から編成方針に基づいた予算要求の提出があり、個別予算ヒアリングの後、大学運営会議において予算査定が行われる。

単年度予算編成は、各部署における「教育研究の質向上」策を綿密に策定できるとともに、重点項目については重要度や緊急度に照らし、教学計画全体の中でどのように盛り込んでいくかなど、具体的に検討している。

最終的には法人本部において、学園全体の予算を調整し、事業計画案とともに評議員会

及び理事会に諮り決定される。

予算決定後は、各部署の所属長宛に業務計画ごとの予算額を学長名で通知している。各部署は所掌の予算について速やかに実行計画を作成し、効率的で効果的な予算執行をするように努めている。

予算執行に係る経理については「稟議規則」、「経理規則」、「固定資産及び物品管理規則」、「資産の運用に関する取扱規則」などの諸規程が整備されており、これらに則った会計処理が行われ、最終的には、事務部経理課において諸活動の内容、証憑書類のチェックを行い、学校法人会計基準に基づく正確な会計処理を行っている。

8－1－③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学では、公認会計士（監査法人）による会計監査と監事による監査を行っている。年度当初には、公認会計士と監事及び理事長、併設校の経理担当責任者が年度の会計監査計画等の打ち合わせを行っている。公認会計士による会計監査は、年間をとおして延べ 59 日間（延べ約 470 時間）を費やし、各取引の内容、会計帳簿書類及び決算書類の監査を受けている。また、内部統制の整備運用の有効性を検証する手続きとして、規定の整備状況、専決決裁権限による上位者承認の実施状況などのチェックを受けている。

一方、監事監査は、2人の監事（非常勤）により、学校法人会計基準による会計監査を行っている。また、理事会及び評議員会において、監査報告が行われる。

決算が終了した後、公認会計士と監事及び理事長、併設校の経理担当責任者による監査報告会を開催して相互に意見交換を行っている。

(2) 8－1 の自己評価

財政基盤の安定化をはかるためには、財政の主要財源である学生生徒等納付金収入を確保することが重要である。そのためにも、平成 18（2006）年度には、健康科学部に看護学科を増設し、平成 20（2008）年度には、生涯福祉学部社会福祉学科を新設した。さらに、規模の適正化をはかりつつ、学部等の改組改編を推し進め、安定的に財源を確保する必要がある。

大学の財務比率の評価は、平成 21（2009）年度において、日本私立学校振興・共済事業団が発行している『「今日の私学財政」平成 21（2009）年度版』の平成 20（2008）年度「大学部門、文他複数学部、1～2 千人規模」の平均値と比較すると次のようになる。

①消費収支計算書関係比率のうち人件費比率は 61.9%（平均値 59.0%）、人件費依存率は 80.6%（平均値 74.0%）となり、平均値より高い数値となっているが、これは社会福祉学科の学年進行によるものである。

人件費の適正化をはかるため、第 6 次財政中期計画の人件費比率の最終目標値を 45% とし、定年の引下げ（平成 20（2008）年度から）や「早期希望退職優遇制度」を実施（平成 19（2007）年度、平成 20（2008）年度）してきた。

②教育研究経費は、34.2%（平均値 32.5%）で平均値を上回っている。管理経費は、6.6%（平均値 9.3%）で平均値を下回っている。経費については、新規事業予算は財政中期計画の枠内とし、経常的事業の新規展開は既設予算からの捻出（スクラップアンドビ

ルド)によるものとして、抑制している。

③帰属収支差額比率は、△2.6%（平均値△2.3%）で平均値をわずかに下回っている。

④補助金比率は20.5%（平均値11.9%）で平均を大きく上回っている。

本学が採用している業務計画別予算管理は、各部署が年間の事業計画を設定し、その内容、期待される効果を明示して、予算を設定する形態をとっているため、各部署が主体的に分析・評価することが可能な体制になっている。

学校法人会計基準に則った会計処理が適切であるかどうかは、公認会計士による監査と監事による監査が的確に行われており、適切であることが保証されている。

（3）8－1の改善・向上方策（将来計画）

財政基盤の安定化をはかるため、帰属収入の中で大きな比率を占めている学生生徒等納付金収入を安定的に確保する必要がある。そのためには、入学定員規模の適正化をはかりつつ改組改編をさらに推進し、入学定員確保が実現できる事業・施策を予算編成において最優先課題とし、「教育研究の質向上」を目指す。人件費については、各学科ごとの教員数を適正な人数とするため、大学設置基準等を基準とした教員定数を定めるなどの適正化をはかるとともに、教育研究にかかる経費を確保しつつ、財務体質の改善を推進していくかなければならないと考えている。

厳しい経営環境の中、適切な運営を行うためには、監査法人や学外理事である公認会計士の助言を受けつつ、監事の監査をさらに精度の高いものにする必要があり、監査法人と監事の連携強化のため、監査法人と監事との当該年度の監査計画や意見交換、決算監査における監査報告会を充実させ、今後も継続していく。

8－2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

（1）事実の説明（現状）

8－2－① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

「情報公開法」の施行に伴い、私立大学においてもその公共性や社会的責務として、財務状況や教育研究活動に関する情報を公開していくことが強く求められている。本学では以前から学内広報誌「ヒューマンズ」に決算概況、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、監査法人及び監事の監査報告書を掲載していた。また、平成17（2005）年4月の私立学校法の改正を受け、新たに学園ニュース「あおぞら」に事業計画書と事業報告書、財産目録も合わせて掲載し、保護者及び教職員等に配付している。さらに、平成21（2009）年度からは学園のホームページに事業報告を掲載している。

教職員に関しては、平成17（2005）年度から学園の創立記念日に「進睦610会」（理事・監事・評議員・学園の全教職員が参加）を開催し、学園の基本方針、事業報告及び事業計画（収支決算、収支予算を含む）、各部門の重点施策の説明と報告を行い周知をはかっている。

また、本学の在学生や利害関係人から財務情報の開示請求があった場合の対応については、平成17（2005）年度に「財務情報等の閲覧に関する規則」を制定し対応している。

(2) 8-2の自己評価

学校法人が公共性の高い法人として、説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得るために、本学園では学園ニュース「あおぞら」及び学園のホームページで財務情報等の開示を行っている。また、私立学校法改正に伴い、財務情報公開に関する学園内規程を整備し、必要な書類を事務部内に備え置いている。このように本学の財務情報の公開については、法律を遵守しており、一定レベルで実施している。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

保護者等関係者及び一般の方々に、さらに理解と指示を得られるよう、現在、公開している財務情報や事業の状況等にとどまることなく、教育に関する情報等の公開も今後、積極的に実施していく必要がある。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

教育研究を充実させるための外部資金として、寄附金収入、補助金収入、資産運用収入、科学研究費補助金、受託研究費及び補助活動などの事業収入がある。

資産運用については、「寄附行為」及び「経理規則」に定められている学園の資金及び有価証券として保有する資産等を「資産の運用に関する取扱規則」に基づき運用している。また、平成17(2005)年度には資産の適正かつ効率的な運用に資することの観点から、同規則を一部改正した。現下、堅実な運用を基本としており、昨今の低金利状態の中では、ますますの運用実績が挙げられている。

寄附金収入は、後援団体などの寄附がほとんどである。他の寄附活動を行っていないため、帰属収入に占める割合は1%程度となっている。

補助金収入については、毎年帰属収入の約20%を占めており、同規模法人と比較しても高い水準で推移している。その中でも、特別補助については、表8-3-1のとおり補助金交付を受けている。また、表8-3-2のとおり、私学助成制度を活用し、大学の施設設備にかかる整備を進めている。

また、平成18(2006)年度に増設した看護学科に係る施設設備費として、加古川市より「看護師等養成所運営費補助金」を総額1億2,000万円(平成18(2006)年度～平成21(2009)年度 毎年3,000万円)受領している。

表 8-3-1 私立大学等経常費補助金特別補助の交付状況

(千円)

項 目	補 助 金 額	
	平成 19 年度	平成 20 年度
I 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	96,695	115,184
II 新たな学習ニーズ等への対応	835	1,368
III 高等教育機関の質の確保	0	200
IV 特定分野の人材養成支援	0	0
V 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	13,130	13,841
特 別 補 助 金 合 計	110,660	130,593

項 目	補 助 金 額
	平成 21 年度
I 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	132,890
II 学生の経済的負担軽減のための支援	560
III 自主的に経営改善に取り組む大学等への支援	15,000
IV 特定分野の人材養成支援	0
特 別 補 助 金 合 計	148,450

表 8-3-2 私立学校施設整備費補助金の採択状況

<平成 19 年度>

(千円)

施 設 装 置 名 (アスベスト)	補 助 金 額
10 号館教室棟 アスベスト対策工事	7,216

<平成 20 年度>

(千円)

施 設 装 置 名	補 助 金 額
新統合 HUMANS 教育研究情報ネットワーク (学内 LAN)	51,501
生涯教育福祉センター (私立大学等戦略的研究基盤形成支援事業)	17,325
合 計	68,826

科学研究費補助金及び受託研究については、教員の積極的な申請により採択件数も増加してきている。

(2) 8-3 の自己評価

本学の外部資金はそのほとんどが補助金である。特に、施設設備の整備事業、IT 関連事業及び教育研究の質向上を目指した事業について、文部科学省からの私立学校施設整備費補助金を獲得して、施設整備の充実をはかっている。

科学研究費補助金については、採択件数がまだ少なく満足する結果となっていない。

(3) 8-3 の改善・向上方策（将来計画）

「特色ある大学教育支援プログラム」や「現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム」へも毎年申請をしているが、選定まで至らなかった。平成 21 (2009) 年度は、「大学教育・学生支援推進事業〔テーマ B〕学生支援プログラム」に申請をした。採択された。「大学教

育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」については取り組みの内容を十分検討し、今後も積極的に申請をしていく。

科学研究費補助金についても、申請等に関する学内研修会を毎年行い、補助金の獲得を目指していく。

[基準8の自己評価]

健康科学部（平成 13（2001）年度増設）が完成年度となった平成 16（2004）年度から、帰属収入も順調かつ安定的に推移しており、上昇傾向にあった人件費についても、各学部・学科ごとの教員定数を定め、人件費比率の改善をはかってきた。

財務情報の公開にあたっては、私立学校法の趣旨により必要書類を事務部内に備え置き、学内報等で関係者への情報開示を行っており、適切になされている。

会計処理及び会計監査等については、適正に実施されている。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

本来であれば、平成 21（2009）年度は「第 6 次財政中期計画」の 3 年目にあたる。しかしながら、社会・経済環境の変化に伴い、学生募集への影響や、計画施策の変更・遅延等が発生し、実態と計画数字の遊離が顕著になってきた。保有する人材・施設・資金という資源を最大限に活用し、中期的視野に立った健全で安定した財政運営を行っていくことが不可欠であることから、財政計画の見直しをはかる必要がでてきた。

このことを踏まえ、平成 21（2009）年度において、中期的な財政収支の見とおしを明らかにし、中期目標の実現、年度計画の策定、予算編成・執行に際しての指針とすべく「第 7 次財政中期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」（拡大常任理事会（平成 21（2009）年 5 月 1 日開催）承認、理事会（平成 21（2009）年 5 月 23 日開催）決定）を策定した。今後は、この財政運営の指針を着実に実行し、諸資源の効率的、効果的な活用をはかりながら、財政の健全化に努めていく。

また、財政の主財源である学生生徒等納付金収入を得るために改組等を行い、魅力ある大学を創造することで学生定員の確保に努めていく。支出については経常的経費は総額抑制方針とし、学生確保が実現できる事業を優先的に実施していく。

また、大学の社会的責任を自覚し、教育運営アカンタビリティに対応した財政運営を開けるとともに、学生や保護者を含む社会から理解が得られるように、今後は、ホームページに財務情報の開示を行うなど情報公開に努めていく。